

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者
スポーツ大会長野市準備（実行）委員会
ホームページ制作等業務委託
提案依頼書

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野市準備（実行）委員会

— 目次 —

1	目的	1
2	構築事業者の選定	1
	(1) 概要	1
	(2) 事務局の設置	1
	(3) 提案事業者について	1
	(4) 事業者選定方法	2
	(5) 選定のスケジュール	3
3	企画提案書の作成要領	6
	(1) 企画提案書に関する事項	6
	(2) 企画提案書の記述要領	6
4	見積書等の作成要領	8
	(1) 見積書	8
	(2) 見積書内訳	8
5	提案評価基準	9
	(1) 提案内容の評価基準	9
	(2) 提案価格の評価基準	9
6	その他提案に当たっての注意事項	10

1 目的

本要領は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野市準備（実行）委員会ホームページ制作等業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 構築事業者の選定

(1) 概要

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野市準備（実行）委員会ホームページ制作等業務委託（以下「本業務」という。）の構築事業者の選定は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野市準備（実行）委員会ホームページ制作等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施する。

(2) 事務局の設置

本業務の構築事業者の選定は、以下のとおり事務局を設置する。

なお、本業務の構築事業者の選定に関し、提案事業者から事務局への連絡は電子メールを利用することとする。

【選定委員会事務局】

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野市準備（実行）委員会事務局（長野市国スポ・全障スポ推進課内）

住 所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電 話：026-224-9709（直通）

電子メール：E-mail：k-sports@city.nagano.lg.jp

※ 件名は「【長野市】ホームページ制作等業務委託について」と記述すること。

担 当：平出、柴草

(3) 提案事業者について

① 参加要件

ア 一般的事項

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (イ) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和 60 年 5 月 1 日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成 18 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- (カ) 長野市暴力団排除条例（平成 26 年長野市条例第 40 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (キ) 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい十分な知識、経験、技術を備えており、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
- (ク) 提案競技参加確認書を提出していること。
- (ケ) プレゼンテーション及び打ち合わせ等に参加できるものであること。

イ 本業務の遂行のために必要な事項

過去 5 年以内（令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日）に人口 20 万人以上の地方公共団体において、CMS を利用したホームページの構築業務の実績があること。

② 欠格事項

次のいずれかに該当する提案事業者は欠格とする。

- ア 「2 (3) ① 参加要件」を満たしていない者
- イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加の者
- ウ 企画提案書において、後述の「5 提案評価基準 (2) 提案価格の評価基準」に示す初期構築費用及びサービス利用料・保守管理・運用支援費用の上限額を超える金額を提示した者
- エ 提出書類に虚偽の記載をした者
- オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(4) 事業者選定方法

本業務の選定委員会による構築事業者の選定方法は、以下のとおりである。

① 選定基準

- ア 別添「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野市準備（実行）委員会ホームページ制作等業務 要件定義書」（以下「仕様書」という。）の内容を満たしていること。
- イ 本業務後に、運用・保守管理を実施する体制を整え、長期的、安定的な保守・運用管理及び運用支援の作業が可能であること。

② 選定方法

事業者選定方法は、選定委員会が提案内容及び提案価格から評価する公募型プロポーザル方式（詳細は「5 提案評価基準」を参照。）とする。なお、選定については、企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答による審査を行い、評価点の高い順に優先交渉権者と次点交渉権者を選定することとする。

③ 審査結果

審査結果は、事務局から各提案事業者に電子メール及び郵送で通知する。

(5) 選定のスケジュール

① 提案依頼書及び仕様書に関する質問

- ア 受付期間 : 令和 7 年 7 月 7 日（月）午前 9 時から
令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 4 時まで
 - イ 受付先 : 事務局
 - ウ 受付方法 : 電子メールのみ
 - エ 回答日時 : 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 4 時 30 分以降
 - オ 回答方法 : 上記「エ 回答日時」以降に、本市公式ホームページで公開
- ※ 指定期間以外の質問は受け付けない。
- ※ 提案依頼書等に関する質問事項は【様式 1】に記述すること。

② 提案競技参加確認書の提出

- ア 提出受付期限 : 令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 4 時まで（必着）
- イ 提出先 : 事務局
- ウ 提出方法 : 持参または郵送
- エ 提出物 : 下記のとおり
 - (ア) 【様式 2】提案競技参加確認書（社印及び代表者印のあるもの）…………… 1 部
 - (イ) 【様式 3】事業者概要…………… 1 部

③ 企画提案書の提出

- ア 提出受付期限 : 令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 4 時まで（必着）
- イ 提出先 : 事務局
- ウ 提出方法 : 持参または郵送
- エ 提出物 : 下記のとおり
 - (ア) 【様式 A】企画提案書表紙（代表者印のあるもの）を付した企画提案書…………… 1 部
 - (イ) 【様式 B】類似業務実績書…………… 1 部

- (ウ) 【様式 C】経費内訳…………… 1 部
 - (エ) 見積書（社印及び代表者印を押印したもの）…………… 1 部
 - (オ) 上記（ア）、（イ）のコピー…………… 10 部
 - (カ) 上記（ア）、（イ）のデータを収めた CD-R…………… 正・副各 1 枚
- ※ 提出期限までに提出のない場合は、提案を辞退したものとみなす。
- ※ 上記（ア）、（イ）は、順につづり 1 冊にまとめて簡易製本すること。なお、コピーについても同様とすること。ファイル等への綴じ込みも可とする。
- ※ 上記（ウ）、（エ）は、封入・封かんして提出すること。
- ※ CD-R には上記（ア）、（イ）のデータを各々 PDF 形式で記録すること。各データのタイトルは上記と同一にすること。なお、CD-R には「名称」（名称は、「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野市準備（実行）委員会ホームページ制作等業務 提案書類データ一式」とすること。）、「提出年月日」、及び「事業者名」を記述したラベルを貼付すること。

④ 企画提案書等に関する質問

提出された企画提案書等に質問が生じた場合には、随時、選定委員会から各提案事業者に質問書を送付する。なお、質問のない提案事業者へは送付しない。

- ア 質問期間 : 随時
- イ 質問先 : 該当する提案事業者
- ウ 質問方法 : 電子メール
- エ 回答期限 : 質問書送付時に選定委員会が指定した日時
- オ 回答先 : 事務局
- カ 回答方法 : 電子メール

⑤ 審査の実施

- ア 実施趣旨 : 審査として各提案事業者の企画提案書に記述された内容についてプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、その特徴や方針をより具体的にわかりやすく説明してもらい、提案内容や他の提案事業者との相違を判断する。
- イ 対象事業者 : 企画提案書を提出したすべての提案事業者
- ウ 実施日 : 令和 7 年 8 月 29 日（金）
- エ 実施場所 : 長野市役所第二庁舎 7 階 271 会議室
- オ 持ち時間 : 各事業者自己紹介を含め 40 分以内
(質疑応答 10 分を含む)
- カ 参加人数 : 2 名以内
- キ 実施方法 : パワーポイントを用いたパソコン操作による内容説明

- ※ 説明は、本業務の担当予定者が行うこと。なお、企画提案書の記述内容と異なる趣旨の説明や、企画提案書に記述のない新しい提案を行うことはできない。
- ※ 審査の開始時間は、別途対象となる提案事業者へ連絡する。

⑥ 審査結果の通知

- ア 通知日時 : 令和 7 年 9 月 1 日（月）
- イ 通知先 : 審査に参加した提案事業者
- ウ 通知方法 : 午後 4 時までに電子メールにて通知
翌日以降に郵送にて個別に通知

3 企画提案書の作成要領

企画提案書は、仕様書の内容を踏まえ、記載事項に従い作成すること。専門的知識がない選定委員が評価するため、できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には、注釈をつけること）分かりやすく具体的に作成すること。

また、仕様書や以下に示していない内容でも、選定委員会にとって有益になるとと思われるものについては、積極的に提案すること。

(1) 企画提案書に関する事項

企画提案書に関する事項は、以下のとおりとする。

- ① 企画提案書は、「(2) 企画提案書の記述要領」に基づく章立てとすること。
- ② 様式は、原則として A4 判の横・上綴じ、文書は横書き、カラー印刷とすること。なお A3 版の挿入も可とするが、A3 版は 2 ページ換算とする。
- ③ 企画提案書の本文は、50 ページ以内（表紙、裏表紙、目次等は除く。）にまとめ、各ページには、一連のページ番号を記載すること。
- ④ 提案内容は、すべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的に記載すること。
なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案事業者が負担すること。

(2) 企画提案書の記述要領

- ① 【様式 A】 企画提案書の記述要領は以下のとおりとする。

番号	項目	記載すべき事項
1	事業者概要	提案事業者の事業者概要を記載すること。
2	本業務に対する取組方針	仕様書に示す目的を踏まえた本業務に対する考え方及び具体的な取組方針を提示すること。
3	スケジュール	ホームページ公開までのスケジュールを具体的に提示すること。
4	業務実施体制	本業務の実施体制について以下の内容を踏まえ具体的に提示すること。 ○統括責任者、人員配置、従事する社員等の経験年数・実績・資格の有無、情報セキュリティマネジメント体制など

5	システム 基本構成・ 動作環境	システムの機能概要について以下の項目を踏まえ提示すること。なお、システム構成はわかりやすく図示すること。 ○サーバ等のシステム基本構成の概要（ハードウェア及びソフトウェア等は、品名、スペック等の情報を含む） ○ネットワーク及び動作環境の概要（データセンターの場所・特徴、24 時間 365 日安定した稼働の確保について含む） ○セキュリティ対策の概要
6	CMS 機能	(1) CMS が仕様書の要件を満たすとともに、コンテンツ作成編集から公開・承認までの操作手順をわかりやすく提示すること。 (2) CMS のコンセプトや特徴、特筆すべき機能、優位点等を具体的に提示すること。 (3) 操作・運用等のマニュアルの作成に関する考え方とその概要を提示すること。 (4) 職員研修に関する考え方とその実施内容を提示すること。
7	デザイン 及び サイト 構成等	(1) 最適と考えるデザインの考え方、サイト構成及びトップページ（スマートフォン用も含む。）のデザイン案を提示すること。また中ページ、詳細ページのデザイン案も提示すること。 (2) 以下の内容を踏まえサイト構成等の概要を提示すること。 ○稼働テストの実施方法及び改善提案への反映方法 ○サイト構成の概要（情報分類・ナビゲーションの設計を含む） ○検索性や回遊性等の工夫やアイデア
8	追加提案	令和 10（2028）年に開催される「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会」の効果的な広報や閲覧者の利便性向上に繋がる具体的な提案があれば提示すること。また、先進的な対話システム等の機能を追加し、事務負担の軽減を図れるものがあれば提案すること。ただし、見積計上しているものに限る。
9	保守・ 運用管理	以下の内容を踏まえシステムの運用・保守の考え方と具体的な方法を提示すること。 ○保守管理・運用管理の概要 ○障害発生時の対応 ○バックアップ環境 ○サービス提供時間、定期保守体制

②【様式 B】類似業務実績書の記述要領は以下のとおりとする。

提出書類	記載すべき事項
【様式 B】 類似業務実績書	過去 5 年以内（令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日）に人口 20 万人以上の地方公共団体において、CMS を利用したホームページの構築業務の実績があること。

4 見積書等の作成要領

(1) 見積書

- ① 本業務の費用見積（仕様書内の必須項目の実現に必要な各種費用）を提示し、社印及び代表者印を押印すること。なお、見積書は提案事業者独自の様式とし、初期構築費用、サービス利用料・保守管理・運用支援費用及び総額を記述すること。
- ② 【様式 C】経費内訳に令和 10 年 12 月 31 日までの合計金額を記述すること。

(2) 見積書内訳

上記(1)で作成した見積書に関し、企画提案書に記述する経費内訳は【様式 C】を使用し作成すること。なお、内訳項目は次のとおりとする。

① 初期構築費用

- ア サイト設計及びサイトデザイン費用
- イ CMS 基本設定及びテンプレート作成・プログラム開発費用
- ウ CMS 及び公開サーバ等設定作業費用
- エ ソフトウェア費用
- オ アクセシビリティ対応作業費用
- カ 操作マニュアル制作及び教育・研修費用
- キ その他初期費用（プロジェクト進行管理費等）
- ク 追加提案費用

② サービス利用料・保守管理・運用支援費用（令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 32 ヶ月分を算出）

- ア ソフトウェア保守費用
※SSL 証明書費用、ウィルス対策費用等含む
- イ 運用管理・運用支援費用
- ウ データセンター利用料・ASP サービス利用料
※サーバ利用料等含む。
- エ その他・追加提案費用

5 提案評価基準

選定委員会において、提案内容及び提案価格から総合的に評価する。

(1) 提案内容の評価基準

① 選考方法

本依頼書及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プレゼンテーションを用いて、選定委員会が審査を行い、評価点の高い順に優先交渉権者と次点交渉権者を選定することとする。

評価基準は別紙「提案評価基準書」のとおりとする。

② 優先交渉権者決定に関する特記事項

ア 提案事業者が 1 者の場合の取扱い

各選定委員の合計点の平均が 300 点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

イ 審査の合計点と同点の場合の取り扱い

当該提案事業者それぞれの「審査提案評価点」が同じ場合、くじ引きにより優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(2) 提案価格の評価基準

初期構築費用に 32 か月分のサービス利用料・保守管理・運用支援を含めたライフサイクルコスト全体を評価するため、以下の初期構築費用の見積価格を提案してもらい、その価格にて評価する。

上限価格を上回る見積価格を提示した場合は、提案のすべてを評価対象外とするので留意すること。

<初期構築費用の上限価格>

4,500,000 円（税込）※

※ 初期構築費用の契約対象金額

※ 現在、公募に当たって、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会準備（実行）委員会にて令和 8 年度当初予算が可決されることを前提とする。

※ 令和 8 年 5 月 1 日以降の保守管理・運用支援業務契約については、本業務の契約には含まず、今回提出された見積書に記載の費用を上限とし、別途契約を締結する予定である。

6 その他提案に当たっての注意事項

- (1) 本業務の事業者選定に参加を希望する提案事業者は、本業務の提案に当たって知り得た情報について、一切の事項をいかなる場合も他のものに漏らすことを禁止する。また、選定委員会から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複写させること、又は譲渡することを禁止する。
- (2) 本業務の提案に係る一切の費用は提案事業者の負担とする。
- (3) 一旦提出された企画提案書の出し直し又は差し替えの依頼は受け付けない。
- (4) 企画提案書等の提出物一式は返却しない。
- (5) 企画提案書の評価項目及び見積価格に対しての配点、評価点については、今後の本市の事業者選定に対し支障を及ぼすおそれがあるため、公開しない。
また、評価順位についても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開しない。
- (6) 本業務の企画提案書等を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届（任意様式）を事務局へ提出すること。
- (7) 本業務の事業者選定に参加を希望する事業者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。